

令和4年12月県議会

厚生常任委員会
報告事項

健康福祉部

目 次

- 1 . 次期熊本県やさしいまちづくり推進指針の策定について
（健康福祉政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1

- 2 . 第3次熊本県動物愛護推進計画の中間見直しについて
（健康危機管理課）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

- 3 . 第3期熊本県自殺対策推進計画の策定について
（障がい者支援課）・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5

次期熊本県やさしいまちづくり推進指針の策定について

健康福祉政策課

1 目的

熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例（通称：やさしいまちづくり条例）に掲げる基本方針に基づく施策を計画的に実施するとともに、熊本地震からの復旧・復興において、早い段階からやさしいまちづくりの視点を導入するため、平成 29 年度に策定。

現行指針では、推進期間を「概ね 3 年程度」としていること、また、社会情勢の変化等を指針に反映する必要があることから、今年度中に改定を行うもの。

2 計画期間

指針としての期間は定めない。ただし、大きな情勢の変化等があれば必要に応じて見直す。

3 指針策定の基本的な考え方

指針策定の趣旨を踏まえ、次の「目標（めざす姿）」を掲げ、6つの推進方向を定めて施策を推進。

目標（めざす姿）

災害や感染症により変容する社会の中で、高齢者や障がい者等を取り巻く意識上のあるいは物理上の障壁がない状態をめざし、誰一人取り残さないくまもとづくりを推進する。

施策の推進方向

心のバリアフリー

移動・施設利用上のバリアフリー

情報・コミュニケーションのバリアフリー

くらしの安全安心を確保するためのバリアフリー

災害時の安全安心を確保するためのバリアフリー

誰もが活躍できる社会実現のためのバリアフリー

4 スケジュール

12月	1月	2月	3月
12/16 厚生常任委員会報告	パブリックコメント	指針案取りまとめ	厚生常任委員会報告 策定

次期熊本県やさしいまちづくり推進指針（案）概要

推進指針策定の趣旨

現行推進指針は、「概ね3年程度」の期間における具体的な推進方向を示したものであり、見直しが必要な時期が来ている。
また、現行の指針策定後の社会情勢の変化等を推進指針に反映し、本県におけるやさしいまちづくりを計画的に推進していく必要がある。

やさしいまちづくりを取り巻く現状と課題

【現状】

- ・人口減少及び少子高齢化
- ・令和2年7月豪雨の発生
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・関係法令や条例の制定、改正

【課題】

- ・ハード面と併せて心のバリアフリー推進が必要
- ・施設のバリアフリー化の着実な前進が必要
- ・情報格差をなくす情報バリアフリーが必要
- ・交通安全や消費者被害対策の推進が必要
- ・避難や避難生活でのきめ細かな支援が必要
- ・教育支援、就労支援の充実が必要

基本的な考え方

- (1) 自立と社会参加のためのバリアフリーの促進
- (2) 大規模災害の発生や感染症拡大を見据えた施策の促進
- (3) これまでの取組みの成果・課題を踏まえた展開
- (4) 国施策や関連計画等との整合性の確保

推進指針の性格

県がやさしいまちづくり施策を総合的に推進するためのガイドライン
県がめざすやさしいまちづくりを県民に分かりやすく示し、県民、事業者及び行政が共通の認識のもと、連携・協働しながら全県的な取組みとして展開するためのガイドライン

推進期間

指針として期間は定めない。ただし、大きな情勢の変化等があれば必要に応じて見直す。

推進指針の目標（めざす姿）

災害や感染症により変容する社会の中で、高齢者や障がい者等を取り巻く意識上のあるいは物理上の障壁がない状態をめざし、誰一人取り残さないくまもとづくりを推進する

施策の推進方向

1 心のバリアフリー

- (1) 県民の意識に根づかせる啓発活動の実施
- (2) 認知症や障がい等の特性の理解
- (3) 行動を起こすための支援
- (4) 障がい者等に対する差別の解消

（施策内容）

- ・各種広報媒体での啓発活動
- ・認知症や障がい等の特性の理解を促進する研修
- ・高齢者や障がい者等への支援行動や合理的配慮の実践の促進等

2 移動・施設利用上のバリアフリー

- (1) 移動手段や制度の整備・活用
- (2) 歩行空間・道路交通環境の整備
- (3) トイレ・駐車場の利便性の確保
- (4) 多くの人々が利用する建築物の整備
- (5) 住宅の整備

（施策内容）

- ・地域交通の充実や公共車両等の整備促進
- ・歩道の幅員確保や段差解消等の整備
- ・障がい者等用駐車場の適正利用の推進
- ・県有施設のバリアフリー化、事前協議制度の推進
- ・住宅のバリアフリー化の促進

3 情報・コミュニケーションのバリアフリー

- (1) 情報提供サービスの充実
- (2) コミュニケーションの充実

（施策内容）

- ・障がい特性に応じた情報提供サービスの充実
- ・情報の利用しやすさの確保（広報やホームページ等）
- ・意思疎通支援を行う人材（点訳奉仕員等）の養成・確保

4 暮らしの安全安心を確保するためのバリアフリー

- (1) 交通安全・防犯対策の強化
- (2) 消費者被害の防止・生活支援の充実

（施策内容）

- ・高齢者や障がいの特性に応じた交通安全・防犯・消費者被害の防止策
- ・地域における見守り体制の構築

5 災害時の安全安心を確保するためのバリアフリー

- (1) 災害時における避難支援体制等の整備
- (2) 被災者の日常生活支援

（施策内容）

- ・高齢者や障がいの特性に応じた避難支援体制の整備
- ・被災者の見守りや相談支援等

6 誰もが活躍できる社会実現のためのバリアフリー

- (1) 教育支援の充実
- (2) 障がい者の就労支援の充実
- (3) 高齢者の就労支援の充実

（施策内容）

- ・個別の教育支援実施、生涯学習活動の充実
- ・多様な分野の連携による就労支援、就労の場の確保
- ・一人ひとりの希望や能力に応じた就労機会の確保

第3次熊本県動物愛護推進計画の中間見直しについて

健康危機管理課

1 目的

動物の愛護及び管理に関する法律第6条第1項に基づき、県の動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画として策定。

今年度は、第3次熊本県動物愛護推進計画の計画期間の中間年度にあたるため、計画の見直しを行い、動物愛護の一層の推進を図る。

2 計画期間

平成30年度(2018年度)～令和9年度(2027年度)

3 中間見直しにあたっての考え方

第3次計画策定後のこれまでの取組みを検証し、新たな課題に対応するための効果的な施策について中間見直しを行う。

<第3次計画の進捗状況>

これまでの入口・出口対策により、捕獲頭数、引取頭数、譲渡率、返還率は令和9年度の目標値をすでに達成、もしくは達成できる見込み。

一方で、動物に関する苦情や狂犬病予防注射接種率は目標値を下回る見込みであり、飼い主への適正飼養の啓発が引き続き必要。

<新たな課題・動向>

多頭飼育に起因する問題の増加など第3次計画策定後の社会状況の変化や、令和元年(2019年)の動物愛護管理法の改正、新たな県動物愛護センターでの取組みなど、熊本県の現状等を踏まえた新たな施策を盛り込む。

4 見直しの主な内容

(1) 新たな課題に対応するため、新たに以下の施策を追加

- ・マイクロチップ等の所有者明示措置の推進
- ・動物の遺棄・虐待防止
- ・多頭飼育に起因する問題への対応

(2) 新たな県動物愛護センターを拠点とした動物愛護を推進するため、新センターの取り組む事項として以下の項目を追加

- ・愛護啓発、教育の推進
- ・愛護活動の推進
- ・譲渡活動の強化
- ・適正な動物保護

5 スケジュール

11月	12月	1月	2月	3月
	12/16 厚生常任委員会		2月 厚生常任委員会	3月末 策定
計画案作成	12月中旬～	パブコメ	動物愛護推進協議会開催	

1. 計画の概要

【目標】 県民と協働で、「命を大切にし、やさしさあふれる人と動物が共生するくまもと」を実現する

飼い主、動物愛護団体、動物取扱業者や行政等の各関係者が協働して動物愛護に取り組むため、次の6つの施策を展開

1. 飼い主における適正飼養・終生飼養の推進(入口対策の推進)
2. 動物愛護精神の涵養
3. 保護動物の返還・譲渡の推進(出口対策の推進)
4. 保護動物の適正管理の徹底
5. 動物取扱業者等による動物の適正な取扱いの推進
6. 災害などの危機への的確な対応

○入口・出口対策とは
 県が保護した犬猫の殺処分ゼロを目指すため、県が保護しなければならない動物を減らす対策(入口対策)と保護されている動物を減らす対策(出口対策)のこと。
 例: 飼い主への終生飼養の啓発(入口対策)
 譲渡促進(出口対策)



【新動物愛護センター完成予想図】



2. 中間見直しにあたっての考え方

第3次計画策定後のこれまでの取組みを検証し、新たな課題に対応するための効果的な施策について中間見直しを行う。

<第3次計画の進捗状況>

第3次計画では、取組みの成果を把握するため、計画の最終年度である令和9年度における数値目標を設定している。

【入口・出口対策】

これまでの入口対策により、犬の捕獲頭数や犬猫の引取頭数は、順調に減少しており、令和9年度の目標値を既に達成、もしくは達成見込みである。

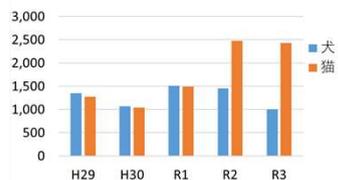
また、出口対策の指標である譲渡率についても、動物愛護団体との連携等により譲渡が進んだことから、犬猫ともに令和9年度の目標値を達成している状況である。

【適正飼養の推進】

令和2年度以降、動物に関する苦情、特に猫に関する苦情が増加している。また、狂犬病予防注射接種率は、令和9年度の目標値80.0%に対し、令和3年度は68.4%であり、目標を下回る見込みである。

今後、飼い主への適正飼養の啓発や飼い主のいない猫との向きあい方に対するさらなる啓発が必要。

○動物に関する苦情件数



○狂犬病予防注射接種率

	H30	H31 (R1)	R2	R3	R9 目標値
目標値	73.3%	74.0%	74.7%	75.4%	80%
実績	70.3%	72.9%	68.2%	68.4%	

○入口・出口対策の数値目標

数値目標	H30	R3	R9 目標値	
犬捕獲頭数(頭)	1,386	952	500	
引取頭数(頭)	犬	109	44	150
	猫	318	226	400
譲渡率(%)	犬	74.8	78	68
	猫	69.6	66.4	50
犬返還率(%)	27.7	25.1	30	

達成
達成
達成

<新たな課題・動向>

多頭飼育に起因する問題の増加など第3次計画策定後の社会状況の変化や、令和元年(2019年)の動物愛護管理法の改正、新たな県動物愛護センターでの取組みなど、熊本県の現状等を踏まえた新たな施策を盛り込む必要がある。

3. 見直しの主な内容

- (1) 新たな課題に対応するため、以下の施策を追加
- ・マイクロチップ等の所有者明示措置の推進
 - ・動物の遺棄・虐待防止
 - ・多頭飼育に起因する問題への対応

- (2) 新動物愛護センターを拠点とした動物愛護を推進するため、新センターの取組みとして以下の項目を追加
- ・愛護啓発、教育の推進
 - ・愛護活動の推進
 - ・譲渡活動の強化
 - ・適正な動物保護

4. 中間見直しのイメージ

現行

1 飼い主における適正飼養・終生飼養の促進

- 施策1 犬猫の終生飼養に関する普及啓発の強化
 施策2 犬猫の適正飼養の徹底

2 動物愛護精神の涵養

- 施策3 動物愛護精神の涵養
 施策4 飼い主のいない猫への対応

3 保護動物の返還・譲渡の促進

- 施策5 保護動物の返還促進
 施策6 保護動物の譲渡促進

4 保護動物の適正管理の徹底

- 施策7 保護動物の健康安全を考慮した飼養管理の推進
 施策8 県動物愛護センターのあり方の検討

5 動物取扱業者等による動物の適正な取扱いの推進

- 施策9 動物取扱業者における動物に対する適正飼養の徹底
 施策10 特定動物の適正飼養の徹底

6 災害などの危機への的確な対応

- 施策11 災害時の動物救護体制の充実
 施策12 感染症への対応強化

見直し(案)

1 飼い主における適正飼養・終生飼養の促進

- 施策1 犬猫の終生飼養に関する普及啓発の強化
 施策2 犬猫の適正飼養の徹底
 施策3 **マイクロチップ等の所有者明示措置の推進(追加)**
 施策4 **動物の遺棄・虐待防止(追加)**
 施策5 **多頭飼育に起因する問題への対応(追加)**

2 動物愛護精神の涵養

- 施策6 動物愛護精神の涵養
 施策7 飼い主のいない猫への対応

3 保護動物の返還・譲渡の促進

- 施策8 保護動物の返還促進
 施策9 保護動物の譲渡促進

4 保護動物の適正管理の徹底

- 施策10 保護動物の健康安全を考慮した飼養管理の推進
 施策11 **新たな県動物愛護センターを拠点とした動物愛護の推進(追加)**

5 動物取扱業者等による動物の適正な取扱いの推進

- 施策12 動物取扱業者における動物に対する適正飼養の徹底
 施策13 特定動物の適正飼養の徹底

6 災害などの危機への的確な対応

- 施策14 災害時の動物救護体制の充実
 施策15 **動物由来感染症への対応強化**

第3期熊本県自殺対策推進計画の策定について

障がい者支援課

1 計画策定の趣旨・経緯等

第2期計画が今年度末で終了することに伴い、自殺対策基本法及び自殺総合対策大綱に基づき県の自殺対策の指針として、今後も引き続き自殺対策を計画的かつ効果的に実施していくために策定するもの

2 計画期間

令和5年度(2023年度)から令和9年度(2027年度)までの5年間

3 計画策定の基本的な考え方

<基本理念>

誰もが自殺に追い込まれることのない「支え合う熊本」の実現を目指す

<基本方針>

社会的な要因も踏まえ、総合的に取り組む

段階に応じた施策を行う

自殺の事前対応の更に前段階での取組みを推進する

県民一人ひとりが自殺予防の主役となるよう取り組む

自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取組みを推進する

被災者に寄り添った心のケアを推進する

自殺者の名誉及び生活の平穏への配慮を認識して取り組みます。

4 第2期計画からの主な変更点

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえ、特に影響の大きい女性の自殺対策に関する項目を新設
- ・自殺対策に係る人材育成を更に進めるため、自殺予防ゲートキーパーの研修対象を拡大
- ・自殺リスクの低減を図るため、SNS等のICTを活用した自殺対策を強化

5 今後のスケジュール

12月	1月	2月	3月
計画案とりまとめ	パブリックコメント	パブリックコメントを受けての修正等、協議会委員への報告	厚生常任委員会への報告、計画案の修正等、計画策定
厚生常任委員会への報告			

第3期熊本県自殺対策推進計画（案）の概要

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

自殺対策を計画的かつ効果的に推進するため、今後の県の指針として策定

2 計画の性格

保健・医療・福祉・教育・労働など様々な分野の行政機関や民間団体が、それぞれの役割を担いながら、連携、協力して自殺対策に取り組んで行くためのもの

3 計画の期間

令和5年度から令和9年度までの5年間（国の大綱の見直し時期に併せて期間を設定）

第2章 熊本県における自殺の現状

- ・平成30年には、248人まで減少したものの、近年は下げ止まりの傾向が見られる
※県内の自殺者数の推移 H29：272人 H30：248人 R1：269人 R2：282人
- ・全国で見た場合、自殺者数、自殺死亡率とも全国中位
※自殺者数 全国21番目、九州2番目
※自殺死亡率 全国24番目、九州3番目
- ・40歳代から60歳代の男性の自殺者の割合が高い
- ・年金等生活者や失業者等の無職者による自殺が多い

第3章 自殺対策の方向性

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない「支え合う熊本」の実現を目指す

目標

令和8年までに自殺死亡率を平成27年と比べて34.7%以上減少させる
(平成27年：353人 → 令和8年：230人)

基本的な考え方

- (1) 自殺の現状に対する認識
 - ①自殺は、その多くが追い込まれた末におこるものです。
 - ②自殺者数は減少傾向にありますが、憂慮すべき状況が続いています。
 - ③被災者の心のケアを引き続き行っていく必要があります。
 - ④新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策を行う必要があります。
- (2) 取り組みについての考え方
 - ①社会的な要因を踏まえ、総合的に取り組みます。
 - ②段階に応じた施策を行います。
 - ③自殺の事前対応の更に前段階での取り組みを推進します。
 - ④県民一人ひとりが自殺予防の担い手となるよう取り組みます。
 - ⑤自殺や精神疾患に対する偏見をなくす取り組みを推進します。
 - ⑥被災者に寄り添った心のケアを進めます。
 - ⑦自殺者の名誉及び生活の平穩への配慮を認識して取り組みます。

第4章 自殺対策の取組み

国の「自殺総合対策大綱」や本計画における「基本理念」及び「基本的な考え方」を踏まえ、目標を達成するために民間団体と行政機関等が連携して、次のとおり自殺対策の取組みを実施

【施策体系】

【施策体系】	【主な取組み】
1 普及啓発の推進	・自殺予防キャンペーン等の実施
2 自殺対策に係る人材の育成	・全県的な自殺予防ゲートキーパーの養成
3 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりの推進	・熊本地震及び令和2年7月豪雨における被災者の心のケアの推進
4 適切な精神科医療を受けられる仕組みづくり	・うつ病以外のハイリスク者対策の推進
5 自殺リスクの低減	・ICTを活用した自殺対策の強化
6 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	・くまもと自殺予防医療サポートネットワーク
7 遺された人への支援を充実する	・SOSの出し方に関する教育の推進 ・相談の多様な手段の確保
8 子ども・若者の自殺対策の推進	・職場におけるメンタルヘルス対策の推進
9 雇用対策及び勤務問題による自殺対策の推進	・コロナ禍で顕在化した課題を踏まえた女性への支援 や困難な問題を抱える女性への支援
10 女性の自殺対策の推進	
11 体制づくり	・民間団体への活動支援

第5章 推進体制

・県、市町村、関係機関、民間団体等が、それぞれの役割を担い、計画に掲げる施策を連携して実施するために、自殺対策を推進するネットワークを構築

・県レベルでは、熊本県自殺対策連絡協議会において、定期的に本計画の進捗状況や効果を検証しながら自殺対策を推進

